

## 大阪市規則第147号

### 大阪市立介護老人保健施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立介護老人保健施設条例（令和6年大阪市条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金)

第2条 条例第11条第3項第1号の市規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの利用 食事の提供に要する費用として1日につき566円
- (2) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護の利用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 食事の提供に要する費用 1日につき1,445円
  - イ 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (ア) 個室 1日につき1,728円
    - (イ) 多床室 1日につき437円

2 条例第11条第3項第2号の市規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1日につき1,445円
- (2) 居住に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 個室 1日につき1,728円
  - イ 多床室 1日につき437円

3 条例第11条第3項第3号の市規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションの利用 食事の提供に要する費用として1日につき566円
- (2) 法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護の利用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 食事の提供に要する費用 1日につき1,445円
  - イ 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 個室 1日につき1,728円

(イ) 多床室 1日につき437円

(指定申請の公告事項)

第3条 条例第17条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第4条第1項第2号に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第19条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における次に掲げる書類（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）とする。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書（これに相当する書類を含む。）

ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書

- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第19条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度の大阪市立介護老人保健施設弘済長寿苑（以下「施設」という。）の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) 施設の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

(資料の提出の要求等)

第5条 市長は、条例第20条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。